

議 員 派 遣 書

平成 19 年 5 月 18 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 116 条の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 平成 19 年度岩手県市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 平成 19 年度岩手県市議会議長会定期総会への出席
- (2) 派遣場所 大船渡市
- (3) 派遣期間 平成 19 年 5 月 30 日から 31 日まで (2 日間)
- (4) 派遣議員 刈屋秀俊副議長

2 全国市議会議長会第 83 回定期総会

- (1) 派遣目的 全国市議会議長会第 83 回定期総会への出席
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成 19 年 6 月 18 日から 19 日まで (2 日間)
- (4) 派遣議員 藤川智美議員